

平成18年度県民意見の提出状況について

宮 城 県

平成18年度に行っている政策評価及び施策評価に係る県民意見の提出状況等は、以下のとおりです。

記

1 意見募集期間

平成18年6月16日(金) ~ 平成18年7月21日(金) [36日間]

2 意見提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メール

3 関連情報の提供手法及び周知方法

(1) 関連情報の提供手法

インターネットの県のホームページ

県政情報センター(県庁)での公表

県政情報コーナー(仙台以外の各地方振興事務所)での公表

宮城県議会図書室での公表

(2) 周知方法

みやぎ県政だより「県からのお知らせ」(平成18年7月号)

県政ラジオ エフエム仙台(Date fm)「アラウンド・ザ・ミヤギ」

6月20日、28日及び7月13日の放送枠内

東北放送(TBCラジオ)「ラジオ県民だより」

6月17日の放送枠内

4 意見提出件数

1件

5 意見の整理の考え方

-

6 提出された意見の概要と意見に対する見解

	分野	政策・施策名	意見の概要	意見に対する県の見解
1			<p>・評価の資料が膨大であり驚いた。これを全部読みこなして意見を述べることは難しい。</p>	<p>・「宮城県総合計画 第 期実施計画」（以下、「実施計画」という。）で定めている36の政策，213の施策のうち，評価の対象としている30の政策，105の施策それぞれについて評価を行っています。そのため評価資料が大量になっています。</p> <p>評価全体を概括的にご覧いただくため，「政策評価・施策評価基本票の要旨（評価の概要）」を作成しています。この要旨を参考にしながら，関連する施策などを読んでいただくことにより効率的に評価の内容をご覧いただくことができます。</p> <p>なお，今後とも見やすい資料となるよう努めます。</p>
			<p>・「政策評価指標」が設定されていない施策があるのはなぜか。「評価する」とは，評価の基準や指標が当然設けられていなければならない。行政効果の進捗状況の指針となる基準がなければならない。</p> <p>数値化することが難しいならば，指標に置き換えることができるのではないか。</p> <p>県民満足度調査の結果で県民の優先度が1位や2位の施策であるにもかかわらず，政策評価指標が設定されていないものが数多くあり，おかしいのではないか。</p> <p>・国家的重要課題である「少子化対策」「環境保全対策」「男女共同参画社会の実現」「民意を活用した地域づくりの推進」などにおいて，評価がなされていない項目が多いのはいかなるものか。至急これまでの活動に対して評価がなされるべきである。</p>	<p>・「実施計画」で定めている施策の中には政策評価指標を設定することが難しい施策もあります。</p> <p>そのため，政策評価指標を設定している「どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり」，「循環型社会の形成」，「個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進」，「県土の保全と災害に強い地域づくり」などの30の政策について評価を実施しています。</p> <p>なお，政策評価指標については毎年度見直しを行っていますが，今後とも可能なものについて政策評価指標の設定に努めます。</p>

<p>・「適切」「おおむね適切」「課題有」などの評価区分の表現の意味は何か。何を以て「適切」とするのか評価基準が欲しい。</p> <p>意見を述べるには誰もが容易に理解できる内容でなければならないので、例えば、仮に配点で評価した場合「10点とはこんなレベルの達成度を表します」のような一般県民が生活実感の中から評価できる指標があれば理解が進むと思う。</p>	<p>・政策評価・施策評価では、県民満足度や政策評価指標等から見た施策や事業の設定の妥当性、有効性、効率性等の各項目について評価を行ったうえで、これらを総合的に判定し、「適切」「おおむね適切」「課題有」と評価しています。</p> <p>誰もが容易に理解できる内容とすべきとのご指摘に対しては、今後とも検討します。</p>
<p>・政策や施策の中で、重点的に評価して欲しい施策は何か（言い換えると重点的に取り組んだ施策は何か）などのメリハリも必要ではないか。</p>	<p>・県は上述の「実施計画」で、平成15年度から平成17年度までに重点的に取り組むべき36の政策と213の施策をとりまとめています。そのうち政策評価指標が設定できる30の政策、105の施策について評価を行っていますが、今後とも的確な評価に努めます。</p>